

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十
七号）（国保医療課）

一 趣旨

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する
法律の施行に伴い、埼玉県国民健康保険財政安定化基金の拠出金及び基金事業交
付金の交付要件等について定める等するため条例を改正する。

二 内容

(一) 拠出金の徴収に関する規定の追加

ア 拠出市町村 県内の全ての市町村で拠出

イ 算定方法 国民健康保険事業費納付金の一般納付金基礎額の算定方法に準
じる

(二) 基金事業交付金の交付要件に関する規定の追加

交付の要件とする特別の事情は、次に掲げる事情とする。

ア 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと

イ 企業の倒産又は主要な生産物に係る価格の低下等により地域の産業に著し
い影響が生じたこと

ウ その他右に掲げる事情に準ずる事情として知事が認めるもの

(三) 規定の整備

三 施行期日

平成三十年四月一日